

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和4年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
宇多津町	下水道事業	公共下水道	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
		●					

抜本的な改革の取組状況

取組事項		(下水道事業)広域化等														
実施済		(実施類型) 汚水処理施設の統廃合	(取組の概要)			(実施(予定)時期)										
		<table border="1"> <tr> <td>処理場廃止あり</td> <td>処理場廃止なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	処理場廃止あり	処理場廃止なし						<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年	月	日			
処理場廃止あり	処理場廃止なし															
年	月	日														
実施予定		<table border="1"> <tr> <th>公共下水・流域下水の統合</th> <th>公共下水同士 の統合</th> <th>集落排水・公共下水との統合</th> <th>特環下水と公共下水との統合</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公共下水・流域下水の統合	公共下水同士 の統合	集落排水・公共下水との統合	特環下水と公共下水との統合	その他									
		公共下水・流域下水の統合	公共下水同士 の統合	集落排水・公共下水との統合	特環下水と公共下水との統合	その他										
		<table border="1"> <tr> <th>汚泥処理の共同化</th> <th>維持管理・事務の共同化</th> <th>最適な汚水処理施設の選択(最適化)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	汚泥処理の共同化	維持管理・事務の共同化	最適な汚水処理施設の選択(最適化)											
汚泥処理の共同化	維持管理・事務の共同化	最適な汚水処理施設の選択(最適化)														
		(取組の効果額) 百万円(年)	(取組の効果額内訳)													
検討中	●	(取組の概要)	(検討状況・課題)													
		<p>県を主体として、県関係各課、県内市町及び一部事務組合による汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画の策定に向けて検討を実施している。本県の汚水処理事業の「広域化・共同化」については、全県的な組織や経営の統合を目指すものではなく、共通の課題を抱える事業者が一体となり、より効率的な汚水処理事業の事業経営を目指すものであり、実施可能な範囲で広域化・共同化を進めるものである。</p>	<p>平成30年10月に開催された、県内全ての汚水処理事業者による「香川県汚水処理事業の効率化に向けた検討会」に参加し、「広域化・共同化」に向けて検討体制を構築して協議を重ねてきた。 そのなかで、一定の方針が定まったことから、協議の一層の推進や法的な位置付けを明確にするため、下水道法第31条の4で規定する法定協議会を令和2年6月に設置し、検討を進めている。</p>													